

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第31条の3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正に伴い、市長が卸売市場において取り扱う指定飲食料品等の公表を行うため、本条例の所要の改正をしようとするものである。